一般財団法人石川県建築住宅センター
構造計算適合性判定手数料規程

第１章　総　則

（趣　旨）

第１条　この構造計算適合性判定手数料規程は、一般財団法人石川県建築住宅センター（以下「法人」という。）が、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 77 条の 35 の 5 第 1 項に規定する指定構造計算適合性判定機関として行う、法第 18 条の 2 第 4 項の規定により読み替えて適用される法第 6 条の 3 第 1 項及び法第 18 条第 4 項に規定する構造計算適合性判定（以下単に「判定」という。）の業務の実施にあたり、「一般財団法人石川県建築住宅センター構造計算適合性判定業務規程」第 20 条第 1 項に規定する判定手数料（以下「判定手数料」という。）について必要な事項を定めるものである。

（判定手数料）

第２条　判定手数料の額は別表１に掲げるとおりとする。

２　別表１（一）欄に掲げる床面積は、構造計算ごと（構造棟別ごと）の延べ床面積とする。

３　別表１（二）欄は、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号。）第一条の三第一項第一号ロ(2)ただし書の規定に基づき提出されたファイル、磁気ディスク等に記録された情報を認定プログラムに入力することによる判定をいう。また、別表１（三）欄は、（二）欄に掲げるもの以外のものをいう。

４　判定の申請に係る対象建築物が複数棟ある場合は、１件あたり構造棟別ごとの判定手数料の合計金額とする。

５　建築計画を変更する場合、判定手数料を算出する際の床面積は、対象建築物の床面積の 10 分の１として別表１を適用する。ただし、この措置は、当初、法人による判定を受けた建築物の一部の計画を変更する場合に限る。

附則（平成 27 年 6 月 1 日）

この規程は、平成 27 年 6 月 1 日より施行する。

別表１　構造計算適合性判定手数料（第２条関係）

	（一）	（二）	（三）
	床面積	構造計算が大臣認定プログラムによって行われたもの	構造計算が左記以外の方法によって行われたもの
(1)	200 ㎡以内のもの	90,000 円	120,000 円
(2)	200 ㎡を超え、500 ㎡以内のもの	110,000 円	140,000 円
(3)	500 ㎡を超え、1,000 ㎡以内のもの	120,000 円	160,000 円
(4)	1,000 ㎡を超え、2,000 ㎡以内のもの	150,000 円	210,000 円
(5)	2,000 ㎡を超え、10,000 ㎡以内のもの	160,000 円	240,000 円
(6)	10,000 ㎡を超え、50,000 ㎡以内のもの	200,000 円	320,000 円
(7)	50,000 ㎡を超えるもの	320,000 円	580,000 円